

パブリックコメントの実施について

1.実施時期

第 3 回検討会以降 (概ね 2 週間)

2.提示資料 (案)

第 3 回検討会において提示する資料等についてご審議いただく。

3.実施方法

パブリックコメント実施の旨、記者発表するとともに、関係機関 (地方出先機関、地方公共団体、NPO 等) に周知する。

資料は、農林水産省、国土交通省のホームページを活用して、公表する。